

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和 41 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「100 分の 170」を「6 月に支給する場合は 100 分の 170、12 月に支給する場合は 100 分の 165」に改める。

第 2 条 熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「6 月に支給する場合は 100 分の 170、12 月に支給する場合は 100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 2 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

一般職の給与改定の実施に伴い、企業管理者の期末手当の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。